

火災共済協同組合の監督にあたっての留意事項について

平成 10・06・22 企庁第 3 号、金企第 4 号
平成 10 年 6 月 22 日

都道府県知事あて

中小企業庁長官、金融監督庁次長

- 火災共済協同組合の監督に係る財務局長（福岡財務支局長を含む。）及び都道府県（以下、監督は知事）の事務手続については以下のとおりとする。

0 - 1 協議・報告等

0 - 1 - 1 本省協議事項

1. 財務局長にあつては、余裕金運用の制限緩和の認可申請があつたときは、あらかじめ、大蔵大臣に協議するものとする。
2. 都道府県知事にあつては、次の(1)から(4)の認可の申請があつたとき又は(5)の命令をするときは、あらかじめ、通商産業大臣及び大蔵大臣に協議するものとする。

協議に当たっては、それぞれ組合の主たる事務所の所在地を管轄する通商産業局長及び財務局長（当該所在地が福岡財務支局長の管轄地区内にある場合は、福岡財務支局長という。以下同じ）を経由して行う。

- (1) 設立の認可
- (2) 定款及び基礎書類の変更認可
- (3) 解散決議の認可
- (4) 合併の認可
- (5) 業務改善命令

0 - 1 - 2 報告等

1. 財務局長は、以下の事項につき、以下の要領により大蔵大臣に報告するものとする。
 - (1) 余裕金運用の制限緩和の認可状況を別紙 1 により記載し、四半期分を取りまとめ、毎四半期終了後 1 か月以内に報告するものとする。

(2) 施行規則第13条に基づく、事業の状況、資産及び負債の状況並びに収支の状況についての報告書については、報告書を念査のうえ、別紙2及び別紙3を作成し、速やかに報告するものとする。

2. 都道府県知事は、法第105条の2の規定により決算関係書類を徴する場合には、通商産業局長及び財務局長に対して、その写し各2部を進達する。

0-2 災害時における措置

0-2-1

政府は、災害対策基本法によりその目的を達成するために必要な金融上の措置等を講じなければならないこととされている（同法第9条第1項）。したがって、財務局長及び都道府県知事は、災害発生の際は、現地における災害の実情状況等に応じ、関係機関と密接な連絡を取りつつ、火災共済協同組合に対し、機を逸せず必要な措置を採るものとする。

0-2-2

共済金の支払及び共済料の払込猶予に関する措置

共済金の支払については、できる限り迅速に行うよう配慮し、共済料の払込については契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずることを要請する。

1. 火災共済協同組合の設立及び運営の監督等に当たっては、組合は火災等によって被る組合員の財産の損害を組合員の相互扶助によりてん補しあう公共性の強い事業を行うことから、災害発生時において共済金支払不能の事態を招来し契約者の利益を害することのないよう、堅実な業務運営を行う必要があるという点に十分留意して行う。

1-1 設立の認可等に関する留意点

1-1 組合の設立

財務局長又は都道府県知事は、次の諸点に留意するものとする。

- (1) 設立しようとする組合が、1都道府県内に2以上ある場合には、一方に偏することなく、各関係組合の意見を十分に徴し、危険の分布、組合員数、出資総額、資産内容、契約高等からみて、経営の健全性が高いと認められる組合の設立を認可すること。
- (2) 設立しようとする組合が、危険の分布、組合員数、出資総額、資産内容、契約高等からみて経営の健全性が保持できると認められること。
- (3) 出資の払込については、可能な限り全額払込を基本とする。なお、やむを得ない事情がある場合であっても、法第29条第2項の規定による第1回の払込の総額が法定出資額を満たさないときは、分割払いを認めることは適当でないことに留意する必要がある。
- (4) 常務に従事する役員または参事については、火災共済業務を遂行するにたりる十分な能力を備えた者があてられているについて、十分確認するものとする。
- (5) 定款等の基礎書類に記載されている事項について、法第27条の2第6項各号に定められた事項に該当していない旨の確認を十分に行うこと。

なお、共済金額の決定について、不服の申出を再審査するための審査委員会が設置されていない場合は、同項第3号に該当するものとする。

2. 火災共済協同組合の事業は、組合員が相互扶助の精神に基づき、組合員の財産の損害を補てんし合う公共性の強い共済事業を行うものである。従って、共済金の払不能の事態に陥り、契約者の利益を害することのないよう、経営の健全性を確保するため、危険の分散（契約の分布等）、経費の使途、責任準備金の積立等に十分配慮しつつ、業務運営、資産運用、経理の厳正化を図るため、以下の点に十分留意して指導するものとする。

2-1 業務運営の適正化等の確保に関する留意点

2-1-1 共済契約者の範囲

火災共済契約の締結は、次に掲げる範囲内となっていること。ただし、(4)については、法第9条の7の2第2項のただし書きの規定により、下記の(1)から(3)の利用分量の100分の20を超えてはならない。

- (1) 組合員
- (2) 組合員と生計を一にする親族
- (3) 組合員たる組合を直接又は間接に構成する者
- (4) 上記以外の者

2-1-2 共済金額の限度

火災共済契約を締結できる共済金額の限度については、省令第1条の5第1項及び第2項において規定されている共済契約の目的にかかる物件1件（以下「1危険」という。）の最高限度額を遵守していること。

なお、大規模な火災その他の特別の事由により資産の額が大幅に減少し、上記規定を遵守すると共済契約の締結に支障をきたす組合については、当該組合の1危険当たりの保有限度額を同条第3項に基づき行政庁が認めることにより、同条第1項又は第2項の規定の例外とすることができる。ただし、その際には、組合の財産の状況を踏まえて十分な審査を行うこと。

2-1-3 募集関係

火災共済契約の募集にあたっては、募集方法、募集手数料、掛金率等につき事業方法書

及び、掛金算出方法書の定めたところを遵守していること。

2-1-4 共済金の支払関係

同一物件について、火災共済と損害保険会社の火災保険が契約されている場合に、その共済金支払にあたって、相互に連絡調整がなされ、共済金支払の事務が迅速に行われていること。

2-2 資産運用に関する留意点

2-2-1 資産内容等について

現に有する共済契約に耐えられるよう、出資金の増額等により十分な資産が確保されていること。

2-2-2 余裕金の運用について

(1) 余裕金の運用を認可する場合は、申請者である組合の流動資産率が原則として、直近で80%以上となっている場合に限るものとする。

ただし、特に異例なものにあつては、この限りではない。

(注) 流動資産率＝

$$\frac{(\text{現金} + \text{預貯金} + \text{有価証券} + \text{再共済貸}) - \text{運用予定額}}{\text{共済契約準備金} + \text{未払金} + \text{借入金} + \text{代理店借} + \text{再共済借} + \text{諸預り金}} \times 100$$

なお、次の場合には「余裕金運用」の概念にあたらぬものとし、認可を要しないものとして取り扱うものとする。

- ① 公社債及び譲渡性預金を利用した現先取引
 - ② 法に基づく中小企業等協同組合（企業組合を除く。）への出資
 - ③ 商工組合中央金庫への出資
 - ④ 組合事務所の改装工事であつてその費用が500万円以下のもの
- (2) 法第57条の5第1号に規定する預金には、譲渡性預金及び外貨預金（先物予約付のものに限る。）を含むものとする。

- (3) 証券投資信託の受益証券の取得については、当面は「中期国債ファンド」、「利益ファンド」、「証券投資信託の受益証券（公社債投信を含む。）利用の証券総合複利口座」とする。

2-3 決算経理の厳正化に関する留意点

決算経理の指導を行う場合については、以下のとおり指導する。

- (1) 都道府県知事においては、組合の決算について、その記載事項の照会があった場合は、別紙4（経理処理要領）により回答することとし、また、経費の使途、諸準備金及び剰余金の処分等について、適正な決算処理を行うよう指導する。

また、施行規則第12条に定める報告書類の様式について照会があった場合は、別添の事業報告書（別紙様式第1号）、財産目録（別紙様式第2号）、貸借対照表（別紙様式第3号）、損益計算書（別紙様式第4号、第5号及び第6号）及び剰余金の処分又は損失の処理方法を記載した書面（別紙様式第7号）の各様式により行うよう回答するものとする。

更に、事業報告書及び財産目録に添付する書類について、照会があった場合には別紙5の「決算関係書類に添付する書類」として回答し、様式については別紙様式第8号から別紙様式第16号により回答するものとする。

- (2) 財務局において、施行規則第13条に規定による報告書類の様式について照会があった場合、別紙様式17号から別紙様式21号により行うよう回答するものとする。